

全日本アーチェリー連盟 競技規則(2018～2019年) 正誤表

(公社)全日本アーチェリー連盟 競技部

誤				正			
ページ	条	項		条	項		
66	203	1	(4) 弦(ボウストリング)は、どのような形状のものも使用することができ、ノッキングポイントを付けるためのサービングを巻くこと、また、リップマーク、ノーズマーク、ピープホール、ピープホールホルドインライン装置、Dループボウストリング、ストリングサイレンサー、ボウストリングウェイト等を付着物として弦に付けることが許される。	203	1	(4) 弦(ボウストリング)は、どのような形状のものも使用することができ、ノッキングポイントを付けるためのサービングを巻くこと、 さらに 、リップマーク または ノーズマーク、ピープホール、ピープホールホルドインライン装置は それぞれ1個 、Dループボウストリング、ストリングサイレンサー、ボウストリングウェイト等を付着物として弦に付けることが許される。	
73	206	4	(1) 行射を表示板で管理する場合、…(後略) (2) 全部の競技者が行射を終了し、…(後略) (3) 同じ競技場で同時に2つ以上の…(後略)	206	4	(2) 行射を表示板で管理する場合、…(後略) (3) 全部の競技者が行射を終了し、…(後略) (4) 同じ競技場で同時に2つ以上の…(後略)	
82	212		アルコールテストが行われ、競技会の終了までに競技者から明確な陽性反応が出た場合、その競技者はその競技会から除外され、このことは本連盟に報告される。なお、その競技者はドーピング防止規則に従って制裁の対象となる。	212		アルコールテストが行われ、競技会の終了までに競技者から明確な陽性反応が出た場合、その競技者はその競技会から除外され、このことは本連盟に報告される。なお、その競技者はドーピング防止規則に 準じて 制裁の対象となる。	
88	222	4	ブロック 脚の長さに違いのある競技者は、立っているときにより安定するように、その素材に制限なく片足を上げるための台、または靴の一部としたものを、片方の足の下に使用することができる。大きさと位置の制限は、用具説明書に記載され、随時更新される。	222	4	ブロック 脚の長さに違いのある競技者は、立っているときにより安定するように、その素材に制限なく片足を上げるための台、または靴の一部としたものを、片方の足の下に使用することができる。大きさと位置の制限は、 第202条10項(1)に記載された用具と同様とする。	
106	304	8	(1) (前略)…縫い目は同一寸法、同色であり、印または線は、直接タブに付けられたものでもよいが、そのサイズ、形状、色が一定であること。…(後略)	304	8	(1) (前略)…縫い目は同一寸法、同色で あること 。印または線は、直接タブに もしくはタブの表面に付けられたテープに 付けられたものでもよい。 これらのマークは 、サイズ、形状、色が一定であること。…(後略)	
124	344		アルコールテストが行われ、競技会の終了までに競技者から明確な陽性反応が出た場合、その競技者はその競技会から除外され、このことは本連盟に報告される。なお、その競技者はドーピング防止規則に従って制裁の対象となる。	344		アルコールテストが行われ、競技会の終了までに競技者から明確な陽性反応が出た場合、その競技者はその競技会から除外され、このことは本連盟に報告される。なお、その競技者はドーピング防止規則に 準じて 制裁の対象となる。	
130	409	1	複合ラウンドは、18mラウンドと25mラウンドを1日または2日間で、いずれかのラウンドから開始して連続して行う。	409	1	複合ラウンドは、18m ラウンド と25mラウンドを1日または2日間で、いずれかのラウンドから開始して連続して行う。	

ドーピング防止規定(2018～2019年) 正誤表

ページ	条	項		条	項		
185	付則2	部分検体の採取	(7) 競技者は体内に残る尿を全て輩出したあと、…(後略)	付則2	部分検体の採取	(7) 競技者は体内に残る尿を全て 排出 したあと、…(後略)	

公認審判員規程(2018～2019年) 正誤表

ページ	条	項		条	項		
203	9	7	本条5項の規程によって公認審判員の資格を喪失した者は、4年間は再申請することができない。	203	9	7	本条 4項 の規程によって公認審判員の資格を喪失した者は、4年間は再申請することができない。